

平成 30 年度（第 30 回）
関西グランドシニアゴルフ選手権 第 1 地区予選競技

期 日 平成 30 年 7 月 5 日 予備日 7 月 17 日
場 所 三木ゴルフ倶楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭でその限界を定める。
ただし、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は青杭を立て、白線でその限界を定める。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭でその限界を定める。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。
球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は 2 打。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木保護のための巻物施設はコースと不可分の部分とする。
8. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
9. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2, 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。
10. どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。
11. 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部とみなす。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. クラブと球の規格
 - (a)『適合ドライバースヘッドリストの条件・規則付 I (B)1 a』を適用する。
 - (b)『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』（裁定4-1/1）を適用する。
 - (c)『公認球リストの条件・規則付 I (B)1b』を適用する。

4. 競技終了時点

本予選競技は競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

『規則付 I (B)5b』を適用する。

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、規則 6・8b、c、d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33・7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：断続的なサイレンとカートに付設の無線により通報する。

陰悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンとカートに付設の無線により通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンとカートに付設の無線により通報する。

7. 移 動

ホール間の移動および委員会が別途認めた場合を除き、競技者は正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。この条件の違反の罰は『規則付 I (B)8 移動』を適用する。

8. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I (B)2』を適用する。

注 意 事 項

1. 東コースを OUT、南コースを IN とする。

2. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱を限度とする。

3. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、規則 8 により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。

4. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 渡辺 武三